

生殖医療と家族援助

～LGBTQ+ 当事者の支援×援助～

荒木晃子

まえおき

LGBTQ+ 当事者の援助に関しては、未だに対人援助学の未開発領域であることを対マガ 63 号に記述した。援助を系統的に組み立てるには、それを必要とする当事者の声を聴くことが前提かつ必須であり、当事者の声無くして援助学の構築はあり得ない。そこで、昨年の対人援助学会第 17 回年次大会では、「可視化する/されるを超えた LGBTQ+ 当事者の支援を考える—『私たちは、ここにいる』の声を集めて—」と題し、会場の皆さんと共に新たな領域の援助を考えるシンポジウムを開催した。支援の主体は当事者であり、その場に援助する者達が集い、共に新たな援助学を開拓したいとの思いであった。

援助者の新たな課題

対人援助領域において、LGBTQ 当事者支援の基礎となる「性」に関して学ぶ機会は稀有である。援助を前提とした「性に関する相談」には、一例として、恋愛、結婚、離婚、不倫、望まない妊娠、不妊などがある。また、「性に関連して起きた問題」には、家庭内外で起こる性暴力や盗撮、ストーカーなど加害者 VS 被害者の構図が明確な違法性のあるトラブルなどがある。このような現状があるにもかかわらず、コトが起きることを抑止するための援助手段やその解法、相談時の対応

など、具体的な内容が未だに広く確立されていないことが残念でならない。

自身の性に関する困りごとや戸惑いを抱える当事者達は、「性を語る場と援助」が存在しない社会で生活せざるを得なかった現実、今も生きている。彼らは、この社会を生き抜くために、これまで水面下で沈黙を守らざるを得なかったのだ。個人が抱える「性に関する困りごと」に対応する「場と援助」の無いことが、結果として、先にあげた様々なトラブルにつながると想定すると辻褄が合うように思うのは筆者だけだろうか。近年になって、ようやく性に関する困りごとやトラブルが可視化され、社会に問題として提起されたと考えると、援助者のはしぐれとして看過できない。彼らに対する援助が構築されていないことが問題なのではないのか。「性の困りごとを扱えない」援助者に、当事者たちは何を求めるというのか。援助者は、当事者の声が届くのをおただけしかできないのだろうか。未だに自問自答する日々を送っている。

すでに医療現場は動いている

先の問題には社会に先んじて、すでに医療現場は動いている。人命に係る LGBTQ 当事者の心身の困りごとに対しては、一定数ではあるものの、複数の医療者と医療機関が受け入れ態勢を整えている。しかし、医療機関では「病を治癒する」ことが医療行為とみ

なされるため、実際には「LGBTQ 当事者であること」が治療の対象者=患者とはならない。唯一、性に関する困りごとがある、悩んでいるといった主訴があれば、心療内科や精神科での受診は可能となる。性別違和を抱えるトランスジェンダー当事者が、戸籍性の変更を望んだ場合、まずは指定の精神科或いは心療内科で診断の確定、次に GI (性別不合) 学会が認定した医療機関での受診及び検査もしくは治療を前提に、戸籍性の変更手続きに進むことが求められるのは、こういった理由からと推察する。

ここで注意すべきは、当事者を迎える際の医療体制は十分に整備されているかという点である。当然ながら、担当する医師には、当事者に関する知識や情報を習得していることが求められる。実際に、LGBTQ 当事者に関する認識や知識不足が原因で、受診した当事者が医師や看護師から差別的な扱いを受けた、他者にアウティングされたといった、医療機関で起きてはならない二次被害ともいえる事例も確認した。当事者にとっては、全ての医療機関が安心・安全な場とは限らないという厳しい現実があるのだ。

一方、身体の部位ごとに専門性を持つ医療機関のなかには、病ではない(かもしれない)けれど、一定の医療行為を経て問題の解決を図ることが可能な医療施設がある。「性と生殖」に特化した問題を抱える患者へ、個別に必要な治療を行うことを目的とする生殖医療施設である。ひと昔前は、子どもを望み、望まれながらも妊娠に至らない「不妊」という身体の状態は、日常では容易に語れない男女間の「性」に関連する水面下の問題であった。当時、「夫以外の第三者からの精子提供で、妻が子どもを産むこと」に関

する法整備の無いままに、「決して誰にも、例え生まれた子にも語ってはいけない」と当事者夫婦にくぎを刺し、口止めしてきた一部の医療者も、今では子どもの出自を知る権利を侵害した行為だったと認め自戒するに至っている。事実、「不妊」は親の問題である。不妊の医学的解決=親の問題解決のために、「子どもの出自を知る権利」を奪うことは、例え親であっても、医療者であっても決して許されることではない。今年で 70 年といわれている「第三者からの精子提供」という“公的には行われていないとされた医療行為”の結果生まれた子どもたちがその後成人し、自分と家族に起きた出来事を社会に向け語った結果、“第三者のかかわる生殖医療に法整備がない”という社会問題の顕在化につながり、今では国政を巻き込み法整備を目指す重要な課題となっている。筆者も、医療従事者かつ対人援助に携わる者として、医療者が過去に犯した過ちを顧みつつ、二度と同じ轍を踏むことの無いよう、LGBTQ 当事者の支援から学び、援助につなげたいと願う ALLY のひとりである。

新たに「対人援助」を開拓する

不測の事態が生じた今年の学会の補足となればと、本年 2026 年 7 月 10 日(金)に昨年と同じお二人のシンポジストにご登壇いただき、対人援助学会第 36 回研究会の開催を予定している。週末の夜のひと時を、対人援助に携わる皆さんとオンラインでつながり、共に学ぶ機会になればと願ってのことである。詳細は、後日、対人援助学会ホームページ「研究会の案内」にて掲載予定であるのでぜひアクセスいただきたい。

[対人援助学会 ヒューマンサービスを科学する](#)